

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第1号 発行日：平成26年6月24日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

チツソの分社化を推進する会社法改正に関して、 大石利生不知火患者会会長が、参議院法務委員会で 参考人として意見を述べました。



国会では、会社法改正案（親会社が子会社の株式を売却する際、株主総会の特別決議を義務づけるもの）が審議されました。

ところが、突如、衆議院法務委員会で加害企業チツソを上記改正案の適用除外とする修正案が提出されました。上記修正案は、加害企業チツソの分社化を後押しするものであって、到底容認できるものではありません。

5月13日に大石利生水俣病不知火病患者会会長が、参議院法務委員会において、上記修正案に対して、参考人として意見陳述しました。

上記修正案を含む改正会社法は、参議院法務委員会にて与党により強行採決され、会期末の6月20日に同本会議にて可決・成立しました。

大石利生水俣病不知火患者会会長の陳述（抜粋）

公式確認から58年も経た今、未救済の被害者はまだまだ多数取り残されております。水俣病は全く終わっておりません。平成22年から特措法の受付が始まりましたが、非該当として不当に切り捨てられた被害者がたくさんおります。

まず、ずさんな検診で症状を認めてもらえず切り捨てられた方がいます。

次に、半世紀前の資料を出せと行政から無理強いされて、出せずに切り捨てられた方もいます。

被害者がいないはずの対象地域外から数百名単位で水俣病被害者が出た事実を他の住民が見て、救済を求める声が更に広がっております。そのほか、魚介類が流通した内陸部、山間部や昭和43年以降生まれた被害者の救済も取組が本格化しようとしています。

特別措置法の平成24年7月の申請期限に間に合わなかった被害者もいます。過去の差別、偏見の影響で、子や孫の結婚や就職の心配から申請をためらう人が残っております。県外転出者にも情報が届いておりません。

未救済の水俣病被害者が多数取り残されております。被害者救済が終わる見込みは全くありません。水俣病は終わっていないのです。

このような中でチツソを優遇する修正案は絶対に許せません。国がチツソを優遇して子会社株式売却を手助けすれば、残されている多数の被害者がチツソから補償を受けられなくなるのです。また、水俣病問題の最終解決にも逆行します。

全ての加害者は、全ての水俣病被害者への補償、救済を全うすべきです。私たち被害者は全ての被害者救済まで闘い続けます。

チッソの分社化を後押しする改正会社法が参議院法務委員会での与党の強行採決の末、6月20日に参議院本会議にて可決・成立しました。

改正会社法に対しては、被害者団体から非難の声が起こっています。右の新聞記事はその一例です（毎日新聞朝刊6月21日）。

今後、チッソの分社化・消滅に向けた様々な動きが進んでいくことが予想されますので、その動向に注視し、そうした動きに反対する運動を続けなければなりません。

他方で、6月19日、水俣病問題に超党派の国会議員が取り組む「水俣病被害者と歩む国会議員連絡会」が発足しました。すべての水俣病被害者救済の実現に向けた大きな一歩ではないでしょうか。

2014年(平成26年)6月21日(土)

毎 日

チッソ子会社株売却緩和

改正会社法成立 事業清算加速も

水俣病の原因企業チッソ(本社・東京)が子会社の株を売却しやすくなる特例を盛り込んだ改正会社法が20日、参議院本会議の賛成多数で可決・成立した。チッソは将来的に子会社株を売却して事業清算を図る考えだが、被害者団体は、救済未了のまま水俣病問題が幕引きされかねないと反発している。

改正会社法は、子会社株を売却する際に株主総会の3分の2以上の特別決議を義務付ける新たな規定から、チッソのみ除外する。水俣病被害者救済特別措置法(特措法)は環境相が承認すればチッソの株売却を認めており、同法成立に携わった議員が「新たな制約が加わると特措法の趣旨が損なわれる」として法案を提出した。

特措法の規定では、環境相の承認を得るには「救済の終了」と「市況の好転」の二つが前提条件。現在、患者認定申請中の被害者が800人以上おり、環境省は「『救済の終了』に当たる状況ではない」と強調している。

【阿部周一】

「救済は道半ば」水俣病団体抗議

法成立に、最大の未認定患者団体「水俣病不知火患者会」(熊本県水俣市)の元島市朗事務局長は「被害者救済が道半ばであるにもかかわらず、加害企業チッソを免罪する法案可決であり、断固抗議したい」と話した。

法案に対しては、不知火患者会や水俣病被害者互助会など四つの水俣病被害者団体が反対する共同声明を出していた。【笠井光俊】

〈平成26年6月21日(土)・毎日新聞朝刊〉

今後の予定

- 7月15日 第5陣提訴
- 8月 8日 第5回弁論期日
- 8月23, 24日 ミナマタ現地調査
- 10月17日 第6回弁論期日

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。

また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階

熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索